

福祉体験学習応援助成金の手引き

1 助成の対象となる施設・事業所

- (1) 「福祉体験学習事業実施要領」に基づき受入施設・事業所として登録された施設・事業所のうち、以下の地域のいずれかに所在する施設・事業所が助成対象施設になります。

- ア 北播磨地域（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町）
- イ 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）
- ウ 但馬地域（豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町）
- エ 丹波地域（丹波篠山市、丹波市）
- オ 淡路地域（洲本市、南あわじ市、淡路市）

- (2) 受入施設・事業所は、福祉人材センターのホームページ「フクシの未来のチカラ WEB」に掲載しています。

URL : <https://hyogo-fukushi.job.com/>

2 助成の対象となる福祉体験学習

- (1) 兵庫県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が定める「福祉体験学習事業実施要領」の規定に基づき実施される福祉体験学習をいいます。
- (2) 福祉体験学習事業実施要領に定められた手続きによらずに実施した職場体験等は、対象になりません。

3 助成の対象となる方

助成対象者は、助成対象施設において福祉体験学習に参加した方です。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、助成対象者となりません。

- ア 居住地が助成対象施設と同一地域にある方
- イ 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）及び暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）に規定する暴力団及び暴力団員等
- ウ 他の類似制度を利用している方
- エ その他会長が不適切と認める方

【居住地と助成対象施設との関係】 ○：助成対象 ×：助成対象外

体験先 居住地	北播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	中播磨
神戸	○	○	○	○	○					
阪神南	○	○	○	○	○					
阪神北	○	○	○	○	○					
東播磨	○	○	○	○	○					
中播磨	○	○	○	○	○					
北播磨	×	○	○	○	○					
西播磨	○	×	○	○	○					
但馬	○	○	×	○	○					
丹波	○	○	○	×	○					
淡路	○	○	○	○	×					
県外	○	○	○	○	○					

4 助成の対象となる経費

(1) 共通事項

ア 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額になります。

イ 交通費と宿泊施設の利用が一体となった旅行商品の購入費については、当該旅行商品が福祉体験学習に参加するために利用したものと認められる場合に限り、助成対象になります。ただし、宿泊費と交通費が区分できない場合、宿泊費は助成対象となりません。交通費については、宿泊費と区分できるか否かにかかわらず助成対象になります。

ウ 体験先施設から宿泊費及び旅費の一部について助成を受けた場合は、これらの助成額を除いた自己負担分が助成対象経費になります。

エ 学生が学校に参加費を支払って参加したときは、体験者の居住地から体験先施設までの往復交通費と参加費を比較し、低い方の金額が助成対象経費になります。

この場合、参加費の領収書など支払いを証明できるものを提出してください。提出できない場合は、助成対象となりません。

(2) 宿泊費

ア 福祉体験学習に参加するために利用した宿泊施設の宿泊費（実費相当額）を助成対象経費とします。

ただし、①体験日当日の移動では福祉体験学習の開始時間に間に合わない場合、②連日の体験の場合で、各日日帰りするより宿泊した方が経済的である場合など、宿泊の必要性が認められる場合に限ります。

イ 前泊及び体験中の宿泊が助成対象です。

ウ 後泊（体験最終日の宿泊）の宿泊費は対象外になります。

エ 食事代については、対象になりません。ただし、宿泊費に食事代があらかじめ含まれており、宿泊代と食事代が区分できない場合の宿泊費は、食事代を含めた金額が助成対象経費になります。

オ 宿泊した場合は、領収書の写し又は支払いを証明できるものを提出してください。
提出できない場合は、助成対象となりません。

(3) 旅費

ア 体験者の居住地の最寄り駅(バス停留所)から体験先施設の最寄り駅(バス停留所)までの往復の交通費を助成対象経費とします。なお、複数日の体験学習で、毎日日帰りで開催した場合は、各日の往復交通費の合計額が助成対象になります。

ただし、体験者が実際に利用した経路及び方法にかかわらず、本会において、公共交通機関を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の交通費を計算し、その金額を助成対象経費とします。実費相当額ではありません。

イ 特急料金については、特急料金を徴収する列車を利用することが、最も経済的な通常の経路及び方法と認められ、これによる旅行が片道 100 キロメートル以上となる場合、特急料金を助成対象経費に含めます。

ウ 以下の交通機関を利用した場合は、旅費の計算において考慮しますので、領収書の写し又は支払いを証明できるものを提出してください。

- ・ 航空機
- ・ 船舶

ただし、一般常識と照らし合わせて不自然なルートであると認められるときは、旅費の計算において、航空賃及び船賃を考慮しない場合があります。

エ 船舶の利用については、旅客運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合においては中級の旅客運賃を、等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合においては下級の旅客運賃を、等級を設けない船舶による旅行の場合においては、その乗船に要する旅客運賃を、それぞれ助成対象経費とします。

5 助成額

助成額は、助成対象経費に1/2を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨て)です。

ただし、次のとおり上限額等を設けています。

区 分	上 限 額 等
宿泊費	1人あたり1回の福祉体験学習につき、 <u>最大5泊 20,000円</u> ただし、 <u>1泊あたりの上限額は4,000円</u>
旅 費	1人あたり1回の福祉体験学習につき、 <u>20,000円</u>

なお、「1回の福祉体験学習」とは、1つの受入施設・事業所で行う最大5日間の体験学習をいいます。

6 助成金の交付決定方法等

(1) 助成金交付申請書の提出

福祉体験学習の終了後 30 日以内、又は体験日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日（必着）までに、助成金交付申請書を本会に提出してください。

なお、提出期限が土日や祝日に該当するとき、あるいは 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日に該当するときは、その直前の平日が申請書の提出期限となります。

例えば、福祉体験学習の最終日が 3 月 10 日の場合は、申請書の提出期限は当該年度の 3 月 31 日になりますが、その日が日曜日のときは、3 月 29 日（金）が提出期限となりますので、ご注意ください。

(2) 交付決定

提出された申請書の内容を審査のうえ、予算の範囲内で助成の適否及び助成額を決定し、助成金交付決定通知書により通知します。

(3) 助成金の振込み

助成金は、交付決定後速やかに、申請書に記載いただいた口座に振り込みます。

なお、口座名義は、申請者本人のものに限ります。

7 提出書類

- (1) 福祉体験学習応援助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 福祉体験学習実施証明書（別紙） ※体験先施設に証明を依頼してください。
- (3) 領収書の写し又は支払いを証明できるもの
- (4) 助成金振込先のわかる資料（預金通帳写し等）
- (5) その他本会から指示があったもの

8 お問合せ・申請先

下記までご持参いただくか、郵送での提出をお願いいたします。

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 福祉人材センター

〔住 所〕 〒651-0062 神戸市中央区坂口通 2-1-1 兵庫県福祉センター内

〔TEL〕 078-271-3881 〔FAX〕 078-271-3882

〔持参される場合の受付時間〕

月曜日から金曜日の 8 時 45 分～17 時 30 分（祝日、年末年始を除く。）